

社会福祉法人弥富市社会福祉協議会

発展・強化計画



令和4年4月1日策定

I 発展・強化計画とは

《趣 旨》

改正社会福祉法により、経営組織のガバナンスの強化や事業運営の透明性の向上等が求められており、本会としてもこのことを十分に認識した上で、地域住民とともに福祉のまちづくりを進めていかなければなりません。

そのためにも、本会に必要な人材や財務などの経営基盤の整備、組織運営体制の強化、社会福祉活動の活性化やより効果的な事業実施など様々な改善すべきことを課題としてとらえ、中長期的な視点で経営戦略や方向性を明確にし、具体的な方策等を「発展・強化計画」に掲げ、事業を推進していきます。

1. ゆるやかなつながりづくり

援助を受ける人と支援する人を分けて考えるのではなく、地域に暮らしている全ての人はお互いに関係しあい、つながり合う社会で生活しています。

しかし、過度のつながりは息苦しくなってしまう、現代ではプライバシーの確保も大切です。また、他人との関わりを断ち、介護サービスなどの介入を拒む人もいます。つながりはインターネットの中だけ、災害があった時だけなど個人ごとに異なるものです。見守り活動も行き過ぎれば監視のようになってしまいます。

そのため社会福祉協議会として目指すのは、『ゆるやかなつながり』であって、「地域でつながる、みんながつながる」ためにはどうすれば良いかということを常に念頭に置き、福祉サービスを展開していきます。

2. 事業領域の考え方

事業領域が拡大し、境界があいまいになってきました。(ボーダーレス化)

事業領域の拡大は必要から生じたものですが、実施の条件となるスキルを持った職員を確保しなければなりません。本当にやらなければならない事業を考えるためにも事業領域と社会福祉協議会の立ち位置を意識する必要があります。

3. 近い将来

民間事業者の動きも活発化しており、移動が困難な高齢者向けの店舗主体の買い物支援、ITシステムを用いたシェアリングサービスやマッチングサービスなど様々な民間サービスが台頭しています。民間サービスによる生活支援、見守りや移送などが益々充実する中で、その手法を参考にして事業展開を見直さなければならない場面も想定されます。

これら民間サービスと社会福祉協議会の事業は互いに淘汰しあう関係ではなく、住民の選択肢の広がりとして充実していくことが必要です。またボランティアな活動への対価についても考える時期に来ています。

4. 取り巻く状況

自治会を通じて会費を集めることは徐々に難しくなりつつあり、財源確保は目的や用途が明確で共感されなければ支持されない、つまりは寄附につながらないものになってきています。また、各部門は、それぞれの事業を推進することで精一杯であり、法人全体で取り組む地域福祉の課題や横断的な課題に対しては、足並みが揃っていない(意識を向けにくい)現状があります。発展・強化計画は、こうした現状を見直し、法人の一体化を図るために策定するものでもあります。

取り巻く環境の変化に対応し、組織と事業を継続可能にします。

5. 地域福祉の担い手の確保

民生・児童委員、自治会等の地域活動の担い手については、ますます見つかりにくい状況にあります。また、ボランティアグループや子育て支援グループなどの事業継承についても、課題となるのは財源や活動場所の面よりもまず人材確保の面にあります。今後も地

域での活躍を求められる傾向は強く、既に同一人物がいくつも掛け持ちをして活動しているといった状態をより進めてしまうこととなります。地域の福祉活動を衰退させないためにも、人を育て、育てたら任せられるところまで手立てを打つ必要があります。地域での担い手や各団体の後継者の確保が社会福祉協議会に求められる役割と認識し、各団体と一緒に考えていきます。

6. 「我が事・丸ごと」の地域づくり・包括的な支援体制（地域包括ケアシステム）の整備

高齢、障害、児童等の分野ごとの相談体制では対応が困難な世帯の中で課題が複合化・複雑化しているケース、制度の狭間にあるケース、支援を必要とする人が自ら相談に行く力がなく、地域の中で孤立（時に排除）しているケースなど様々です。このようなケースを確実に支援につなげ、かつ、生活支援や就労支援等を一体的に行うことで、支援を必要としていた人自身が地域を支える側にもなりうるような仕組みづくりを行います。

関係機関と連携協力して、要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい生活を最後まで続けることができるように「住まい」「医療」「介護」「予防」「生活支援」が一体的に提供される体制づくりを目指していきます。

7. 相談機能

「相談支援」は、面談やヒアリングがあり、相談者の的確なニーズ把握や適切な専門機関につなぐことが大切です。相談業務に従事している者を中心に相談スキルの標準化や蓄積を行います。

しかしながら、社会福祉協議会は「総合相談窓口」の役割を有しており、相談専門部署に限らず、その場その時での対応が求められることがあることを認識しておく必要があります。

各職員には、接遇力及びサービスの質の向上や知識の幅を広げるなど自主的なスキルアップが期待されます。

8. 事業継続計画（BCP）

感染症や災害が起きた時を想定して事業継続のあり方をあらかじめ決めておく必要があります。

災害時の本会の役割として、災害ボランティアセンターを設置運営し、被災地支援のボランティアを一手に引き受けるといった重要な任務があり、それと並行して通常の業務も行います。災害時における事業拠点の確保やデータの保全などを的確に行い、社会福祉協議会の機能を維持しなければならず、役職員や利用者、地域福祉のキーマンとなる方の安否、所在確認など速やかに進めます。復旧にあたってはすべての事業を一度に復旧しようとするとは返って時間がかかることがあります。優先的に復旧させるものとそうでないものを事業継続計画の中で区別します。さらに復興期において地域のつながりが断たれてしまうことも想定されることから平常時からの隣近所の関係づくりの支援に努めます。

9. 経営課題の把握

職員の年齢層の偏りや雇用形態の細分化などが起きています。計画的な採用や有資格職員の確保が必要であり、そのために雇用条件、責任と処遇、人件費確保等を一体で整理することが組織運営の課題の中心となっています。

地域福祉を推進するにあたり数値的根拠を明確にした上で事業を展開することが必要です。本会から市民に提供する資料等は説得性に欠けないように、また、誰にでも分かり易いようにといった配慮が必要になります。

計画策定に当たっては、「強み・弱み」、「機会・脅威」を抽出し、今後の取り組むべき課題を整理します。

社会福祉協議会として果たさなければならない役割と将来こうなりたいという姿を融合しながら将来ビジョン（5年後の到達目標）を描きます。

II 経営理念・運営方針

《組織運営のあり方》

本会は、広く、社会福祉、地域福祉に係る個人・団体の参加を得る中で、公益性の高い非営利かつ民間の福祉団体として、次の方針により組織の運営を行います。

1. 住民参加・協働による福祉社会の実現

地域住民、自治会、民生・児童委員を始め、福祉サービス事業者、行政などの福祉関係者、福祉関係団体・組織が参加、協働することで相乗効果を生む「福祉のまちづくり」を実現します。

2. 利用者本位の福祉サービスの提供

誰もが地域社会の一員として尊厳を持った生活をするための自立支援や自己決定支援、また、利用者の安心と満足を第一に考えた利用者本位の柔軟で使いやすい福祉サービスを提供します。

3. 地域に根ざした総合的な支援体制の実現

地域の福祉ニーズに対して、多様な福祉サービスや福祉活動と保健、医療、教育、交通、住宅、就労などのあらゆる生活関連分野の活動が連携し、身近な地域で総合的かつ効果的に展開される支援体制を整備し、本人の自立を支援します。

4. 地域の福祉ニーズに基づく先駆的な取り組みへの挑戦

地域の様々な課題に対応すべく、事業展開を通じて常に地域の問題を捉えなおし、地域住民やあらゆる団体、組織に働きかけ、今までにない新たな福祉サービスや福祉活動の開発に挑戦し続けます。

また、真に実効性のある取り組みに集中し、成果が出せるようにします。

5. 地域住民から信頼される組織づくりと安定した法人経営及び人材育成

速やかな対応や様々な課題に対応できる地域に開かれた組織、市民に頼られる社協として信頼を得るために、住民や諸団体への積極的な情報発信や説明責任を果たすとともに、コンプライアンス（法令遵守）やガバナンス（内部統制）を確保した体制を構築し、安定した適正な事業運営や透明性、中立性、公正さのある経営を行います。

また、高潔な倫理や公正性・公平性をもって職責を果たし、自覚と誇りを持てる人材の育成や意識改革に取り組めます。



Ⅲ 今後の事業展開と経営基盤の強化

〈事業経営の安定化と広報・啓発活動の推進〉

自主性や創造性を活かしながら、地域住民をはじめ、各種団体や行政等と尚一層、連携・協働し、積極的な事業展開に努め、子どもや子育て世代、高齢者、障がい者が安心して地域で暮らすことができる豊かな福祉社会の実現を目指します。

本会の収入は、行政からの委託料、補助金等の公費財源がその大半を占めるため、日頃から行政と連携・協働して事業の立案に努めるとともに、介護保険事業の見直しや適正な財源の確保に向けて積極的に取り組みを行い、事業の収支バランスを見ながら安定した法人運営、及び事業継続を目指します。

また、財務的な目標に加えて、社会福祉協議会としての役割を果たしたかどうかを視点を置き、組織として求められるレベルに達したか、あるいはサービスの質の維持と向上につながったかなど、事業の効果測定やコスト把握等の事業評価を適切に行い、効果的で効率的な経営を目指します。

1. サービス提供事業の収支課題

サービスの提供は市場原理であり、他業種からの参入も盛んです。社会福祉協議会がどのようなサービスを提供するかについては、経営理念・運営方針のとおり、利用ニーズを的確につかむことに加えて、先駆的かつ実効性のある取り組みであることなど、他の事業所との違い、社協らしさを打ち出すことが課題となります。収支バランスをとって事業実施するだけでなく、制度の隙間を埋めるような取り組み、地域住民との連携、ボランティア活動との連携を進めます。

2. 受託事業

より良く業務を遂行し、求められた成果を出すために、受注者である社会福祉協議会側から適時提案をしていく必要もあります。特に受託することで将来に渡り資格をもった職員の配置が必要となり全体の人事にも影響することから、慎重に判断します。事業を受託する際には、経営理念や事業領域、事業展開の基準に当てはめながら、市民にとってどのような形態で事業展開するのが良いのかという視点に立ち、定例的に評価を実施します。単なる下請けとならぬよう、事業の健全化を図っていきます。

3. 指定管理事業

指定管理者制度での施設を受託運営しています。効率的かつ最大限能力が発揮できるよう適切な管理運営を目指します。福祉やボランティアといった社協らしさや他部署と指定管理者制度の趣旨と照らし合せ協働するなど、継続するためにどのような力をつけていくかが課題となります。

4. 広報事業

本会全体で一貫した広報戦略といったものが存在しません。職員の企画運営能力を高め、信頼される社会福祉協議会を目指して広報活動を充実させる必要があります。

広報活動の意味合いとして、

①福祉制度全般を市民に分かりやすく伝える

②本会の事業内容の紹介

③市内各地域で行われている独創的な取り組みや人物紹介 などがあります。

紙面制作にスキルや経験のあるボランティアの協力を得て、紙面やウェブサイトに限らず、集会などの人的交流による口コミなども有効な広報ツール（手段）として捉えていきます。

IV 経営ビジョン ※部門別項目（課題）

【法人運営部門】

法人運営（経営基盤）の強化、人事・労務管理体制の整備等による強化、財務の強化

1 総務事業

(1) 法人運営事業

① 法人運営の強化

1. 発展強化計画の進行管理
2. 理事会・評議員会の運営管理
3. 社会福祉法人会計基準に則した会計の運用（予算・決算・出納・契約等）

② 財政基盤の強化

1. 個人、法人会員の加入促進、会費納入方法の改善
2. 寄附の拡充（寄附金控除の仕組み周知）

③ 人事・労務管理体制の整備

1. 人事評価による人事
2. 新規採用職員の効果的な求人、応募者の増加
3. 計画的な人材確保、職員採用

④ 働きやすい職場づくり

1. メンタルヘルス対策、職員の心身の健康、働き方、安全に関する取り組みや快適な職場環境の整備
2. 職員同士の信頼関係を築き、部署間でより協力し合える横断的な組織づくり
3. モチベーションを高めるための取り組みの充実（処遇改善や各種資格取得支援）
4. 職員へのコンプライアンス（法令遵守）の徹底、接遇力、対人援助力、介護技術力やサービスの質の向上を目的とした内部研修の実施

⑤ 業務の合理化、効率化

1. 決裁権限の適切な移譲による速やかな意思決定
2. 業務の平準化・効率化による業務負担軽減の推進

⑥ 危機管理体制の強化

1. 情報管理に関わるリスク対策の強化
2. 感染症や災害時の事前・事後対策となる事業継続計画（BCP）の管理

(2) 広報事業

① 広報の強化（情報発信）

1. 広報紙「やとみの福祉」の充実
2. SNS・ホームページを活用した情報発信
3. マスコットキャラクター『しゃらんちゃん』の有効活用



2 福祉援助活動事業

(1) 心配ごと相談所事業

- ① 心配ごと相談所の運営について（法律相談、一般相談、司法書士相談）
予約漏れのフォロー、受付の記録化（個々の受付簿）

(2) 資金貸付事業

- ① 資金貸付事業の制度周知、関係機関との連携、償還率の向上に向けた取り組み
生活福祉資金及びくらし資金の運営について

【地域福祉活動推進部門】

地域福祉への関心を高め、支え合うまちづくりの推進
(感染症や社会情勢に応じた柔軟な取り組み)

1 地域福祉事業

(1) 福祉でまちづくり事業

① 住民主体による支え合い活動の推進

1. 小地域サロン活動等の把握、支援
2. 企業等の社会貢献活動への参加促進、企画支援
3. 地域で活躍する人材や活動が期待される人材の育成・支援
4. コミュニティーソーシャルワーカーの育成

② 関係機関と連携、協力して課題解決を目指すネットワークの確立

1. 協働の相手となる地域の関係者の把握
2. 関係機関と協働して多様な地域生活課題に対応した新規事業の企画立案、ノウハウの蓄積
3. 近隣市町村との情報交換、広域活動の企画、立案、調整
4. コミュニティーソーシャルワーカーの育成

③ 地域福祉の啓発や福祉教育の推進

1. 中学生、高校生向け福祉体験事業の実施
2. 福祉体験作文・共同募金作品コンクールの実施

④ 結婚活動支援事業

1. 結婚相談所の運営
2. 婚活パーティー等結婚サポート事業の実施

(2) 団体育成事業

① 住民が支え合うまちづくり団体の育成・支援

1. 団体等への助成事業の充実
2. 各種福祉団体事務局運営の見直し
3. 事業継承問題の解決

(3) 戦没者追悼式受託事業

① 戦没者追悼式の実施

(4) 敬老事業

① 敬老事業・金婚式の実施



2 共同募金配分金事業

(1) 高齢者・障がい児者・ひとり親家庭・児童青少年福祉活動事業

① 各当事者事業の実施

1. 『ふれあい昼食会』等高齢者対象事業の実施
2. 障がい者『日帰り体験バス旅行』の実施
3. 障がい児、ひとり親家庭『夏休み企画』の実施
4. 児童・生徒会の募金活動支援

(2) ボランティア活動育成事業

① ボランティアセンターの運営

1. ボランティア人材の確保、マッチング
2. ボランティア人材の発掘と育成（ボランティア養成講座の見直し）

- (3) 福祉育成援助事業
 - ① 社会福祉協力校の指定
 - 1. 福祉実践教室等の実施、支援、協力
 - 2. 市内小・中学校、高校とのネットワークの構築、連携強化
 - (4) 災害ボランティアセンター事業
 - ① 災害ボランティアに関すること
 - 1. 災害ボランティアセンターの運営体制の整備・強化
 - 2. 被災地支援に関する活動
 - (5) 赤い羽根共同募金運動の推進
 - ① 赤い羽根共同募金の充実
 - 1. 個別募金の見直し
 - 2. 街頭募金充実、協力団体の発掘、赤い羽根自動販売機設置促進
 - 3. 募金手段の拡大
 - 4. 共同募金の効果的な配分と使途のPR
- 3 歳末たすけあい配分金事業
- (1) 歳末たすけあい事業
 - ① 市民向け福祉啓発事業（福祉映画会や講演会等）の企画、立案、実施



【在宅福祉サービス推進部門】

各種在宅福祉サービス事業の福祉施策や動向を見極めた事業を展開します。

- 1 居宅介護支援事業
 - ① なでしこ指定居宅介護支援事業所の適正な運営
 - 1. 関係機関との連携・ネットワークの構築 医療と介護の連携推進
 - 2. ケアマネの育成
 - 3. 認知症や精神障がいへの対応力の向上に向けた取り組み
- 2 訪問介護事業
 - ① なでしこ指定訪問介護事業所の適正な運営
 - 1. 利用希望者増加策
 - 2. 事例検討会等の実施
 - 3. 認知症や精神障がいへの対応力の向上に向けた取り組み
 - 4. 利用者の重度化、高齢化への対応
 - 5. 職員の高齢化への対応

【福祉サービス利用支援部門】

個人の問題を地域の問題として捉え、住民に寄り添い、断らない支援を目指し、解決につながる体制の充実を図ります。

- 1 相談支援事業
 - ① なでしこ指定障害者相談支援事業所の適正な運営
 - 1. 障がい等の理由により、生活のしづらさを抱えている方の理解
 - 2. 関係機関との連携・ネットワークの構築
 - 3. 孤立や排除のない地域づくりの推進（アウトリーチの充実）

2 日常生活自立支援事業

① 日常生活自立支援事業の適正な運営

1. 関係機関との連携・ネットワークの構築
2. 事例検討会等の実施
3. 認知症や精神障がいへの対応力の向上に向けた取り組み
4. 孤立や排除のない地域づくりの推進（アウトリーチの充実）
5. 生活支援員の確保、育成

3 生活困窮者自立支援事業

① 生活自立支援センターの適正な運営

1. 生活自立支援センター（生活困窮者支援）の適正運営（任意事業の受託含む）
2. 関係機関との連携・ネットワークの構築
3. 孤立や排除のない地域づくりの推進（アウトリーチの充実）

【施設福祉部門】

指定管理施設の適正な管理・運営及びサービスを充実します。

1 就労Bチャレンジハウス弥富

① 就労継続支援B型『チャレンジハウス弥富』の適正な運営

1. 利用者の増加につながる活動や取り組みの充実
2. 利用者の重度化・高齢化への対応

2 地域活動支援センター十四山

① 『地域活動支援センター十四山』の適正な運営

1. 利用者の増加につながる活動や取り組みの充実
2. 利用者の重度化・高齢化への対応

3 送迎事業

① 送迎事業の適正な運営

1. 交通安全教室等への参加
2. 緊急時の対応
3. 送迎スタッフの確保



事業展開の基準と評価の方法

現在と将来に渡り、社協に求められる役割と強みを生かした事業選択を行います。

経営理念にある「住民参加」、「福祉ニーズ」、「先駆的」、「利用者本位」、「総合的な支援体制」などのキーワードを元にして、新たな事業を開始する時はもちろんのこと既存事業を評価する際の基準とします。

次の評価基準に従い、現在と将来に渡ってどのくらい強みがあるか点数化して判断します。より重点的な項目は配点を高めています。

評価基準	どのような点に強みを見出すか	配点
住民参加型であるか	住民参加と協力を得て行われることに強みがあると判断します。	10 点
利用者本位になっているか	自立に向けて利用者本位であることに強みがあると判断します。	10 点
総合的な支援体制があるか	一方的な側面でなく、総合的な支援体制を組めることに強みがあると判断します。	10 点
住民ニーズに基づいているか	住民ニーズとその解決につながるものに強みがあると判断します。	15 点
先駆的であるか	まだどの事業者等も取組んでいないことに強みがあると判断します。	5 点
市内で唯一であるか	ほかの事業者等が取組んでいないことに強みがあると判断します。	5 点
関係機関と連携があるか	行政や他の事業者等と連携が取れることに強みがあると判断します。	10 点
情報開示できるか	個人情報を除いて説明責任を果たせることに強みがあると判断します。	10 点
事業単独で運営できるか	事業単独で人員が配置でき、安定して運営できることが前提です。	15 点
採算が取れなくとも使命により必要か	一度始めた事業は継続が前提となるので、財源の裏付けが必要です。	10 点



計画の実施と推進

■計画の進行管理

本計画の進行管理は、Plan（計画）、Do（実施）、Check（評価）、Action（改善）を繰り返すPDCAサイクルにより行います。PDCAは事業所又は部門ごとに実施します。評価は、各事業所の評価を各部門で積み上げ、さらに部門リーダー等会議で評価を積み上げて法人全体の評価とします。

P 計画を策定します。

D 計画に基づいて実施します。

C 毎年度末、定期的に評価し、進捗状況を管理します。

A 進捗状況により計画の修正等、計画実行のための改善を行います。

◇経営改善計画の着実な推進

経営改善計画では、事業収支、人材確保や育成、新たな収入源など経営資源のいわゆる人・モノ・カネを一体で把握し、改善のための取組みを定めたものとなっています。経営改善計画を着実に推進するため毎年度の事務事業評価や業務棚卸しや人事評価など繰り返し実施していきます。

◇事務事業評価の流れ

事務局（プロジェクトチーム）

課題の洗い出し、整理

発展・強化計画進行管理シート（個票）の作成

計画の策定 **Plan**



理事会

計画の策定承認（事業計画、予算案の承認）

評議員会へ提案



事務局

事業等実施 **Do**



事業所又は部門

計画の進行管理のまとめ

発展・強化計画進行管理シート（個票）の検証 **Check**



部門リーダー等会議

事務事業進行・評価 **Check**

拡大・継続・縮小・統合・終了の判断



経営改善チーム

事業手法の見直し **Action**

計画の策定、改定



理事会

報告

計画の策定、改定承認（事業計画、予算案の承認）

評議員会へ提案

